

出入国管理法の一部改正★★★

日本入国には指紋の提供 などが義務付けられます



世界はさまざまな形で揺れ動いています。日本でも国民の生命と安全を守るために、出入国管理法が見直され、その一部が改正されています。その概要を紹介してみましょう。

あらまし

●テロの脅威から国民を守るために法の整備をしました

まずはテロを未然に防ぐための規定を整備いたしました

- 1) 上陸審査のときに外国人（特別永住者を除く）に指紋などの個人識別情報（指紋・写真その他の個人を識別できる情報とみとめられるもの）を提供しなければならなくなりました。
- 2) テロリストの入国等の規制を適切に行うために、法務大臣が関係省庁と話し合い、テロリストと認めた者を国内に入らせないで、強制的に退去させることができるようになりました。
- 3) 日本に入ってくる船舶などの長に乗員、乗客名簿の事前提出を義務付けるようになりました。
- 4) 公衆などを脅迫する目的の犯罪などを行う恐れのあると認められ、法務大臣が認めた外国人、及び国際約束によって日本への入国を防ぐべきであるという人物に対しても日本からの退去を強制することができるようになりました。

●出入国管理のいっそうの円滑化のために規定を整備しました

日本人及び問題のない特定の外国人のために、出入国手続きを簡単にして、スピードを高めました。また不法滞在者などの摘発を強化し退去強制を早く、スムーズに、また効率よく行うための改正をしています。

- 1) 上陸審査手続きを簡単そして早めるために、個人識別情報を利用した自動化ゲートを取り入れ、一定の要件に当てはまる特別永住者などの外国人がこのゲートを通ることが出来るようにいたしました。
- 2) 退去を強制された者については、自分のお金による日本出国の許可をもらった場合、当人が持つ国籍または市民権の属する国に送り返すことが出来る場合であっても、それ以外の希望の国があり、その国が受け入れるという条件があれば、その者を送り返す国として認めることが出来るようにしました。

翻訳のお手伝いをいたします

ふじみの国際交流センターでは、市役所、町役場、入管等への提出書類の翻訳を引き受けています。

英語、中国語、韓国語、その他などからの翻訳をいたします。費用についてはご相談ください。連絡は電話 **049-256-4290** まで

